

指定期間満了に伴う指定管理者について

1 指定管理者制度継続予定施設名

越谷市男女共同参画支援センター

2 公募・随意指定の別とその理由

公 募
(理 由)

・本施設における指定管理者の選定にあたり、今期（指定期間：平成21年4月1日から平成24年3月31日まで）については公募としており、次期についても、選定における機会の公平性、実績評価における透明性、選定結果の公正性を確保するため、公募とするものです。

3 指定期間とその理由

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）
(理 由)

・サービス提供の継続性と安定性、指定管理者の初期投資におけるリスク軽減、就労の継続性などを勘案し、指定期間を5年間とするものです。

4 募集要項(案) 別紙のとおり

5 その他（市が継続して行う業務等）

相談事業については、内容が複雑なケースや関係機関との連携が求められるケースが増えています。このため、相談内容について市が直接対応する必要があると判断されることから、引き続き市が直接実施するものです。

越谷市男女共同参画支援センター

(愛称 ほっと越谷)

指定管理者募集要項 (案)

平成23年8月

越谷市

1 指定管理者の募集の目的

越谷市男女共同参画支援センター（以下「支援センター」という。）は、越谷市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）に基づき、市民や事業者との協働により、男女共同参画の推進に関するさまざまな事業を実施する施設です。

市では、民間の専門性の高い知識やノウハウを活用し、また、市民との協働を進め、施設機能を一層発揮して効果的な男女共同参画の推進を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として、平成21年4月から支援センターに指定管理者制度を導入していますが、平成24年3月で3年間の指定期間が満了します。

このため、支援センターをこれまで以上に市民の皆さんに親しまれ、さらに利用しやすいものとするため、次期の管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 名称

越谷市男女共同参画支援センター（愛称 ほっと越谷）

(2) 所在地

越谷市大沢三丁目6番1号 パルテきたこし3階

(3) 設置目的

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援します。

(4) 沿革

平成13年7月 支援センターの開設

平成21年4月 指定管理者制度を導入（指定期間：3年間）

(5) 規模・構造

ア 面積

下表のとおり。

施設名	面積（㎡）
セミナールームA（定員45名）	67.15 ㎡
セミナールームB（定員45名）	62.71 ㎡
セミナールーム倉庫	23.76 ㎡
相談室	10.29 ㎡
相談室前スペース	5.23 ㎡
事務室	30.46 ㎡
更衣室	6.85 ㎡
給湯室	6.06 ㎡
作業室	16.14 ㎡
情報ライブラリー	94.57 ㎡
交流コーナー	65.49 ㎡
合計	388.71 ㎡

イ 構造

RC構造

ウ 配置

別紙「男女共同参画支援センター平面図」のとおり。

(6) 休所日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日。

ただし、この日が月曜日にあたる場合は、その翌日の火曜日も休所日とします。また、月曜日が振替休日の場合は、火曜日は開所日とします。

ウ 年末年始（12月29日～1月3日）

(7) 開所時間

曜日	開所時間
火曜日から土曜日まで	午前9時から午後9時まで (指定管理者の業務時間は、午前8時30分から午後9時まで)
日曜日	午前9時から午後5時まで (指定管理者の業務時間は、午前8時30分から午後5時まで)

(8) 事業実績等

ア 支援センターの主な事業

① 学習事業

男女共同参画の認識と理解を深めてもらうための講座の開催

② 相談事業

女性を対象とした相談業務

③ 交流事業

市民団体の活動支援

④ 情報事業

情報誌の発行やパネル展示など、男女共同参画に関する情報の発信

⑤ 施設の維持管理業務

セミナールームの使用許可

【参考】越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例（抜粋）

（業務）

第3条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する学習の場の提供に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する相談に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に関するネットワークづくり及び市民参画の推進に関すること。
- (4) 男女共同参画社会に関する図書及び資料の収集並びに提供に関すること。
- (5) 支援センターの施設及び設備の提供に関すること。
- (6) その他支援センターの設置目的を達成するために必要な業務

イ 事業実績

これまでの支援センターの運営体制、事業実績、利用状況等については、別添「越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」事業報告書」（平成 21 年度、平成 22 年度）を参照してください。

3 指定管理者が行う業務内容及び実施基準

指定管理者が実施する業務は、2(8)事業実績等のアの①及び③～⑤に掲げる業務、並びに②の業務の一部です。業務の内容及び実施基準の詳細は、別添の「越谷市男女共同参画支援センター管理業務仕様書」を参照してください。

なお、業務内容の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、書面により事前に市の承諾を受けたいうえで第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

4 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。ただし、指定期間は市議会の議決により確定することになります。

5 管理に要する経費

(1) 委託料の上限額

指定期間中に市が支払う管理運営委託料の額は、次の額を上限とします。

143,500 千円（5 年間総計）（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 委託料の決定

毎年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の管理運営委託料の額は、当該年度の事業実施内容等による状況を踏まえ、予算編成過程及び予算の議決を経て、毎年度の「年度協定」（「10 指定管理者の指定及び協定の締結」の(2)を参照）において定めます。

(3) 不用額等について

指定管理者は、毎年度、管理運営委託料の収支について市に報告します。

この際、不用額が発生した場合は市に返納し、不足分が生じた場合は指定管理者が負担することとします。

(4) 利用料金について

支援センターでは、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を適用しません。このため、支援センターの使用料については、市の歳入として市へ納付することとし、指定管理者の収入とはなりません。

使用料の収納事務については、地方自治法施行令第 158 条により、指定管理者に委託します。（詳細については、別添「越谷市男女共同参画支援センター管理業務仕様書」の巻末に掲載する「越谷市男女共同参画支援センターの使用料収納事務等の委託に関する仕様書」を参照してください。）

6 応募資格等

(1) 応募資格

男女共同参画の推進を目的として設立された法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、市内に活動の拠点となる事務所を有する法人等とします。

なお、法人等は、株式会社、NPO法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、応募できません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人等

イ 市から指名停止処分を受けている法人等

ウ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市民税を滞納している法人等

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続を行っている法人等

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

キ 代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

※上記オ～キについて、埼玉県警察本部に照会することがあります。

(3) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「共同事業体」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

ア 共同事業体の適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。なお、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

イ 当該共同事業体の構成員は、別の共同事業体の構成員となり又は単独で申請することはできません。

ウ 8(1)提出書類のイ、ウ及びオからシまでについては、構成員ごとに提出してください。

7 募集要項の配布期間、現地説明会等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

平成23年8月1日（月）から8月31日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日を除く。）

イ 配布場所

越谷市役所第2庁舎3階 企画部人権・男女共同参画推進課

※配布期間中は、市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催しますので、応募を予定されている法人等にご参加ください。

なお、当日は、募集要項等の資料は配布しませんので、事前にご用意ください。

ア 日時

平成23年8月10日（水） 午後2時から午後4時まで

イ 場所

越谷市男女共同参画支援センター セミナールームA・B

ウ 内容

- ① 募集要項及び仕様書の説明
- ② 支援センターの施設見学

エ 参加人数

1団体につき3名以内

オ 申込方法

平成23年8月8日（月）午後5時15分までに、現地説明会参加申込書（様式1）を電子メール又はファクシミリで企画部人権・男女共同参画推進課までお送りください。

【送付先】

越谷市企画部人権・男女共同参画推進課

F A X : 048-965-8028

E-Mail : 10023600@city.koshigaya.saitama.jp

(3) 質問の受付及び回答

募集要項、仕様書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期限

平成23年8月1日（月）午前8時30分から8月19日（金）午後5時15分まで

イ 受付方法

質問票（様式2）を電子メール又はファクシミリで企画部人権・男女共同参画推進課まで提出してください。なお、電話での問い合わせには一切応じられませんのでご注意ください。

【送付先】

越谷市企画部人権・男女共同参画推進課

F A X : 048-965-8028

E-Mail : 10023600@city.koshigaya.saitama.jp

ウ 回答方法

質問及び回答の内容については、平成23年8月24日(水)午後5時までに、随時、質問者及び現地説明会参加者全員に電子メール又はファクシミリで送付します。

8 応募の手続き

(1) 提出書類

支援センターの指定管理者の指定を受けようとする法人等は、下記に掲げる書類を提出し、申請してください。

ア 指定管理者指定申請書(様式3)

※共同事業体の場合は、共同事業体協定書兼委任状(様式4)も提出してください。

イ 誓約書(様式5-1)

ウ 同意書(様式5-2)

エ 事業計画書(様式6)及び収支予算書(様式7)

※共同事業体の場合は、各法人等の役割、責任分担に関する事項(様式8)も提出してください。

オ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人等に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録及びその他経営の状況を明らかにする書類

キ 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書

ク 役員名簿(申請時に提出したものに変更があった場合はその都度提出すること。指定管理者の指定を受けた法人等については、指定期間においても同様とする。)

ケ 納税証明書

- ・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書 その3の3(税務署で発行)
- ・法人市民税の納税証明書
(納税市で発行。ただし、越谷市に納税している場合は、納税担当課に照会します。)

コ 印鑑証明書

サ 法人等のパンフレット

シ 提出書類のうち該当のないものについての申立書(様式9)

(2) 提出部数

正本1部及び副本8部(副本は複写可とします。)

(3) 提出方法

15に記載する所管課へ郵送又は持参してください。

(4) 提出期間

平成23年8月1日(月)から平成23年8月31日(水)までの午前8時30

分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日を除く。）

なお、郵送の場合は書留扱いとし、平成 23 年 8 月 31 日（水）までに必着とします。

(5) 提出書類の著作権、情報公開

提出書類の著作権は、当該申請を行う法人等（以下「申請者」という。）に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用することができるものとします。

また、提出書類について、越谷市情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

イ 申請一法人等又は一共同事業体につき、申請は一件とします。

ウ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

エ 提出された書類の内容を変更することはできません。

オ 提出された書類は返却しません。

カ 必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

キ 関係法令を承知の上で申請してください。

ク 申請者は、書類の提出をもって本募集要項及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

ケ 指定申請書提出後に辞退する場合は辞退届（様式 10）を平成 23 年 9 月 9 日（金）までに提出してください。

9 審査及び選定

(1) 選定方法

越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）において、申請者による提案の説明（プレゼンテーション）及び審査会委員からの質疑（ヒアリング）を行います。

審査会では、申請者からの書類審査、プレゼンテーション等の結果をもとに、(2)の選定基準に照らし総合的な評価を行い、支援センターの管理を行うに当たり最も適していると思われる申請者を「指定管理者の候補者」として選定します。

なお、審査会の日時及び場所等の詳細は、申請者に別途通知します。

(2) 選定基準

選定基準は、次のとおりです。なお、選定項目及び選定基準の詳細は別紙のとおりです。

ア 利用対象者の平等利用が確保できるものであること。

イ 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

エ その他市長が定める基準

(3) 選定結果

選定結果は、平成23年10月末までに申請者全員に書面で通知します。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

ア 指定管理者の指定には、市議会の議決が必要となります。9で選定した法人等を「指定管理者の候補者」として市長が決定のうえ、平成23年12月定例市議会（予定）に指定の議案を上程し、指定の議案の議決後に指定管理者として指定します。

イ 市議会にて指定の議案の議決が得られない等の場合においても、申請者が申請準備のために支出した費用については、補償しません。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準等に関する細目的事項等について、協議の上、協定を締結します。

なお、協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結するものとします。

(3) 指定後の留意事項

ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

イ 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

11 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めます。

12 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

13 応募資格の欠格条項に該当することになった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、応募資格である「男女共同参画の推進を目的として設立された市内に活動の拠点となる事務所を有する法人等」でなくなった場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

この場合、市は、指定管理者に対して勧告を行い、期間を定めて、応募資格に復することを求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に応募資格に復することができなかつた場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

- (2) 指定管理者は、6(2)欠格事項に該当することになった場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

6(2)欠格事項のアからエまでに該当することになった場合には、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

6(2)欠格事項のオからキまでに該当することになった場合には、市は、直ちに指定管理者の指定を取り消すことができます。

なお、上記の措置は、指定管理者からの報告を待たず、市が実地調査等により6(2)欠格事項に該当することを確認した場合もまた、同様とします。

- (3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

14 スケジュール

月 日	内 容
8月 1日～ 8月31日	募集要項の配布
8月 1日～ 8月22日	質問事項の受付（回答は随時）
8月 8日	現地説明会申込締切
8月10日 午後2時～	現地説明会

8月 1日～ 8月31日	申請書の受付
9月 上旬～10月下旬	指定管理者の候補者選定
10月末まで	指定管理者の候補者の選定結果通知
12月中旬頃	指定の議案の議決（市議会12月定例会）
12月下旬頃	指定管理者の指定通知
3月31日まで	基本協定の締結

15 問い合わせ先

〒343-8501

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市企画部人権・男女共同参画推進課

電話 048-963-9113（直）

ファクシミリ 048-965-8028

電子メール 10023600@city.koshigaya.saitama.jp

16 添付書類

- (1) 様式集
- (2) 越谷市男女共同参画支援センター管理業務仕様書
- (3) 越谷市男女共同参画支援センター平面図
- (4) 越谷市男女共同参画推進条例
- (5) 越谷市男女共同参画推進条例施行規則
- (6) 越谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (7) 越谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- (8) 越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例
- (9) 越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則
- (10) 越谷市男女共同参画支援センター団体登録要領
- (11) 第3次越谷市男女共同参画計画
- (12) 第3次越谷市男女共同参画計画第一期実施計画
- (13) 越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」事業報告書
- (14) 施設管理委託業務実績
- (15) 選定項目及び選定基準